

山口県内の中小企業組合の皆様へ

インボイス制度に関する 無料専門家派遣

インボイス制度に対応するための講習会開催や専門家の個別相談を無料で行うことができる事業のご案内です。ご希望の方は下記方法により本会までお申込みください。

- 組合員へインボイス制度を周知したい
- インボイスで受ける影響を知りたい
- 免税事業者でも登録すべきかの判断基準を知りたい
- インボイス登録までのスケジュールや手続きについて知りたい
- インボイス制度対応に必要なデジタル化対応を検討したい

組合ごとの 講習会開催

専門家の 個別相談



実施までの流れ

申 込

担当指導員による
ヒアリング

専門家派遣実施

※原則、1組合1回のみ利用できます

対 象 山口県内の中小企業組合/組合員企業

補助対象経費 謝金、旅費、借料、通信運搬費、印刷費（※専門家への謝金旅費/会場代への支払等は本会が行います）

実 施 期 間 令和5年1月31日まで（予算に達し次第終了します）

申 込 方 法 下記に必要な事項をご記入の上 FAX でお送り頂くか、本会HPの申込フォーム
(<http://axis.or.jp/aboutus>) よりお申込みください。

申込書（FAX083-925-1860）

組 合 名		担当者名	
T E L		E-mail	
派遣形式	<input type="checkbox"/> 講習会会場への派遣 <input type="checkbox"/> 組合事務所への派遣（個別相談） (開催場所が決まっている場合はご記入ください：)		
具体的な 相談内容			

ご記入いただいた個人情報は本事業実施にのみに利用し、目的外利用は致しません。

お問い合わせ

山口県中小企業団体中央会

山口市中央4丁目5番16号 山口県商工会館
電話 083-922-2606 FAX 083-925-1860

申込フォームはこちら



すべての事業者がご判断いただく必要があります

インボイス制度登録申請受付中

令和5年10月1日から「インボイス制度」が導入されます。制度開始後、適格請求書（インボイス）を交付する事業者となるためには、事前に税務署長に登録申請を行う必要があります。



課税事業者の方も
改めて登録申請する
必要があります！
お早めに！

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。



インボイス制度の導入

現在、免税事業者の方が インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかの判断は？

売上先からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしてみましょう

- 課税事業者である売上先は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが必要です
- 課税事業者であっても簡易課税制度を選択している売上先は、インボイスが不要です
- 消費者、免税事業者である売上先は、インボイスが不要です

売上先のうち
消費者以外
(個人事業主、法人等)
が課税事業者なのか
免税事業者なのか
が重要！

登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- 登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です
(基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合であっても免税とはならず、消費税及び地方消費税の申告義務が生じます)
- 登録を受けない場合は、インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません
なお、売上先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます(経過措置終了後は控除できません)
- 必要に応じて、取引先(売上先や仕入先)と取引条件の見直しを相談するなど検討しましょう
また、逆に、取引先から相談を受ける場合もあり得ます

登録を受けるかどうかは事業者の任意です

適格請求書発行事業者に登録し、簡易課税制度を適用することも検討しましょう

- 簡易課税制度では消費税の申告に際して、仕入れや経費の消費税額の実額計算やインボイスの保存は不要です
- 簡易課税制度の適用には、届出と基準期間の課税売上高が5,000万円以下であることが必要です

詳しくは国税庁HP「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

